旭小学校アスレチック遊具等整備工事事業者選定委員会設置要領

（趣旨）

第１条　旭小学校アスレチック遊具等整備工事（以下、「本工事」という。）における契約候補者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、企画提案書を審査し、連携事業者の適正な選定を行うため、旭小学校アスレチック遊具等整備工事選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）募集要項及び審査基準に関すること。

（２）事業者の提案書等の審査に関すること。

（３）優先交渉権者の決定に関すること。

（４）前３号に掲げるもののほか、事業者選定に関し必要なこと。

（組織）

第３条　選定委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、市内小中学校長のうちから教育長が委嘱するほか、教育部長、教育部副部長をもって充てる。

３　選定委員会は、前項各号について合議により決定する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から令和８年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第５条　選定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

（守秘義務）

第６条　委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附　則

この要領は、令和７年６月４日より施行し、令和８年３月３１日をもって廃止とする。